

平成十年厚生省令第七十五号

言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令
十二条第一項及び第二項、第十五条第二項、第十八条、第二十条、第二十八条、第三十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 指定登録機関（第一条—第十四条）
第二章 指定試験機関（第十五条—第二十一条）

附則 第一章 指定登録機関

（指定の申請）

第一条 言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、名称及び主たる事務所の所在地
二、言語聴覚士の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三、登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一、定款及び登記事項証明書
二、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借对照表及び財産目録

三、登録事務の実施に関する意思の決定を証する書類
五、役員の氏名及び略歴を記載した書類
六、現に行っている業務の概要を記載した書類
七、登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
八、法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書（名称の変更等の届出）

九、法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書（名称の変更等の届出）

関（以下「指定登録機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更し

ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、変更後の指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二、変更しようとする年月日

三、変更の理由

2 指定登録機関は、登録事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二、新設し、又は廃止しようとする事務所において登録事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三、新設又は廃止の理由
(役員の選任及び解任の認可の申請)

第三条 指定登録機関は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、新設し、又は廃止しようとする事務所における事務の実施に関する事項

二、新設し、又は廃止しようとする事務所における年月日

三、新設又は廃止の理由
(登録事務の記載事項)

第六条 法第十五条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、登録事務を行う時間及び休日に関する事項

二、登録事務を行う場所に関する事項

三、登録事務の実施の方法に関する事項

四、手数料の収納の方法に関する事項

五、登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六、登録事務に関する帳簿及び書類並びに言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）の管理に関する事項

七、その他登録事務の実施に関し必要な事項

(帳簿の記載事項等)

第七条 法第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、選任に係る役員の略歴を記載した書類

二、選任に係る役員の法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書（事業計画等の認可の申請）

三、前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一、選任に係る役員の略歴を記載した書類

二、選任又は解任の理由

三、前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一、選任に係る役員の略歴を記載した書類

二、選任又は解任の理由

三、前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一、選任に係る役員の略歴を記載した書類

二、選任又は解任の理由

三、前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一、選任に係る役員の略歴を記載した書類

二、選任又は解任の理由

三、前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
第九条 指定登録機関は、言語聴覚士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考えるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一、当該言語聴覚士に係る名簿の登録事項
二、虚偽又は不正の事実
(試験に合格した者の氏名等の通知)

第十条 厚生労働大臣は、指定登録機関に対し、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した年月及び合格証書の番号を記載した書類を交付するものとする。
第十二条 厚生労働大臣は、法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十四条第一項の規定により試験を無効としたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。
(試験無効等の処分の通知)
第十三条 厚生労働大臣は、法第九条の規定により言語聴覚士の免許を取り消し、期間を定めて言語聴覚士の名称の使用の停止を命じ、又は再免許を与えたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。
一、处分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
二、処分の内容及び処分を行った年月日
(登録事務の休廃止の許可の申請)
第十四条 指定登録機関は、法第二十二条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一、休止し、又は廃止しようとする登録事務の範囲
二、休止し、又は廃止しようとする年月日
三、休止しようとする場合にあっては、その期間
四、休止又は廃止の理由
(登録事務の引継ぎ等)
第十五条 指定登録機関は、法第二十二条の許可を受け、登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十三条の規定により指定を取り消された場合又は法第二十六条第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務の全部若しくは一

